

平成 16 年度  
建設情報収集等管理調査  
報告書  
〈ベトナム編〉

2005 年 3 月

国土交通省

発注先 財団法人 建設経済研究所

# 平成 16 年度建設情報収集等管理調査報告書

## 目次

I	建設関連法規の体系	1
II	建設業関連制度	2
	1. 国内の建設会社に係る制度	2
	2. 外国建設会社の進出態様	3
III	政府調達関連制度	6
	1. 最近の動向	6
	2. 入札制度の概要	6
	3. 入札手続きの流れ	8
	4. 2004 年計画投資省令 No. 1	10
IV	建設市場	10
V	課題	11
VI	参考資料	12

## I 建設関連法規の体系

ベトナム国内の建設に関連する法規は、開発を含む建設全般に関する法律として2003年に制定された建設法(Construction Law)を基本法とし、概ね3つに分類することができる。

### (1)建設業関連法規

基本的事項は建設法に定められ、建設会社や個人のカテゴリ・格付制度等は、2005年政令No.16に委任され、建設工事の品質管理に関する2004年政令No.209において、工事のカテゴリ(grade)等が定められている。また、外国建設会社の管理は、2004年首相決定No.87において定められている。

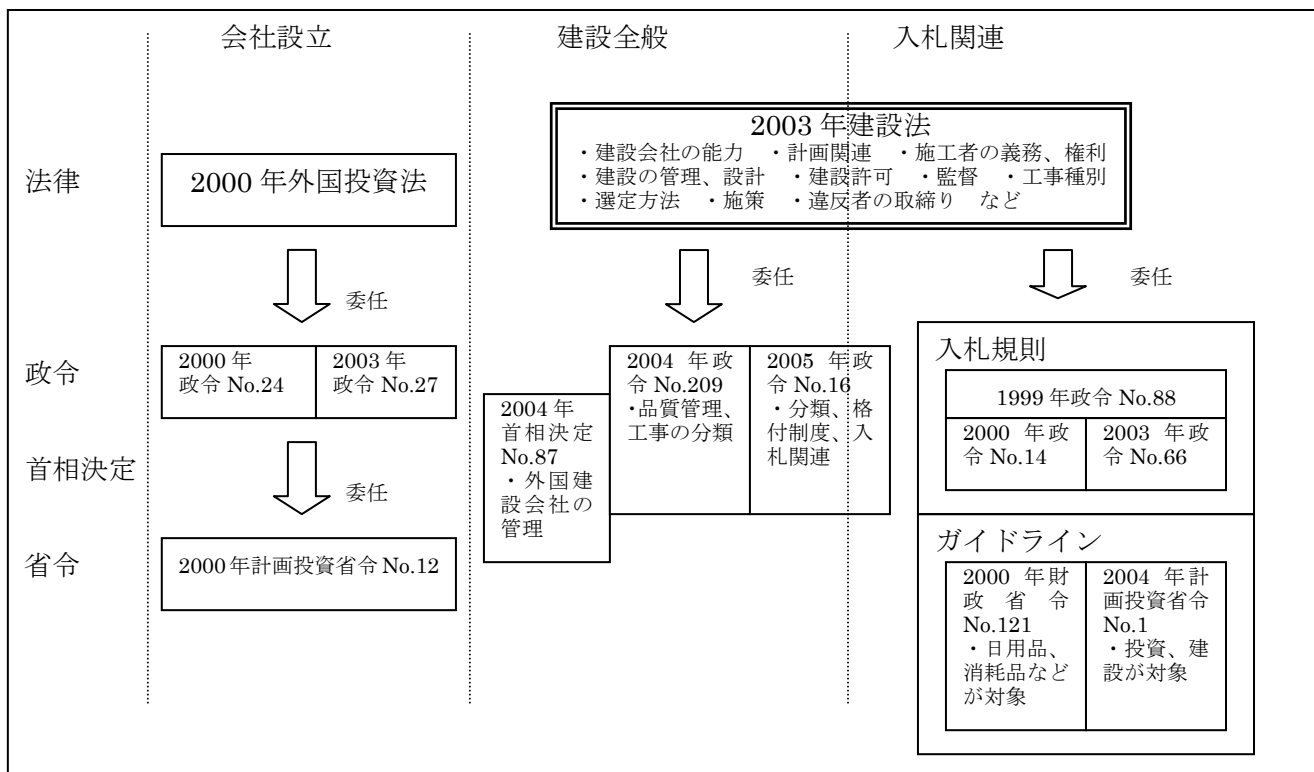
### (2)入札関連法規

政府調達を含む調達方法を規定する法規としては1999年政令No.88、2000年政令No.14及び2003年政令No.66(3つの政令を総称して入札規則(Regulations on Tender/Bidding Regulation)と呼ばれる)があり、投資や建設に関する調達規則としての2004年計画投資省令No.1と、日用品、消耗品、備品などの物品調達規則としての2000年財政省令No.121<sup>1</sup>がある。

### (3)会社設立関連法規

外国資本が現地に建設会社を設立する際は、2000年外国投資法、2000年政令No.24、2003年政令No.27、2000年計画投資省令No.12の定めに従う。

[建設関連法の構成<sup>2</sup>]



<sup>1</sup> No.121は、基本的に建設サービスを規定対象としていないが、コンサルタント業務については、その規定対象とされている。

<sup>2</sup> 政令や省令などの法規範文書の優先順位については、末尾参考資料参照。

## II 建設業関連制度

### 1. 国内の建設会社にかかる制度

#### (1)建設法

建設全般を規定する初の基本法として2003年11月26日付けで建設法が制定された。建設法は全9章123条から構成され、建設の計画から設計、施工に至るまで幅広く規定している。施工に関連する規定としては、建設許可(construction permit、建設法第62条)、建設会社の会社登録、建設会社に要求される能力等が定められている。

#### (2)格付・分類

建設法第7条第3項では組織<sup>3</sup>の建設活動運営は、所属する個人の能力・施工経験、財務状況、設備、会社の管理能力によって格付されることを規定し、同条第5項には政府の定めに従うことが規定されている。

同条第5項により、2005年2月7日に政令No.16が制定され、格付・分類制度の詳細を定めている。

また、個人の施工経験や建設会社が施工可能な工事の判断基準となる工事分類については、2004年政令No.209の別表(Appendix)において詳細に定められている。住宅・工場・道路・鉄道・灌漑施設といった工事種別ごとに、規模・仕様・用途などに応じて、特類、1類、2類、3類、4類の5種類の分類を行っている<sup>4</sup>。

#### ①現場統括責任者の資格（2005年政令No.16第63条）

現場統括責任者には、大学以上の学位に加え、級に応じて以下の経験が要求される。

a)1級：少なくとも継続して7年建設に従事した経験があり、1つの特類工事又は1類工事若しくは2つの同種の2類工事、現場統括責任者の経験があることが必要。

この資格を満たすものは特類工事、1類工事、2類工事、3類工事、4類工事の現場統括責任者となることができる。

b)2級：少なくとも継続して5年建設に従事した経験があり、1つの2類工事又は2つの同種の3類工事、現場統括責任者の経験があることが必要。

この資格を満たすものは2類工事、3類工事、4類工事の現場統括責任者となることができる。

#### ②建設会社の資格（2005年政令No.16第64条）

建設会社には級に応じて以下の条件が要求される。

##### a)1級

i)当該工事の1級現場統括責任者を有する。

ii)当該工事に関し、建築家と技術者を十分に有する。

<sup>3</sup> ベトナム政府が発行する英文公報(Official Gazette)によれば、organizations（組織）である。

<sup>4</sup> 政令No.209では、このほか、建設工事の品質管理に関連して、建設業者や設計者の義務、検査や保証内容、メンテナンス、事故の対処等について定めている。

- iii) 当該作業に関する訓練資格者証を持つ技術職員を十分に有する。
  - iv) 主要な建設設備を有する。
  - v) 少なくとも、同種の、1つの特類工事又は1類工事若しくは2つの2類工事の経験を有する。
- この資格を満たす会社は特類工事、1類工事、2類工事、3類工事、4類工事を行うことができる。

#### b) 2級

- i) 当該工事の2級以上の現場統括責任者を有する。
  - ii) 当該工事に関し、建築家と技術者を十分に有する。
  - iii) 当該作業に関する訓練資格者証を持つ技術職員を十分に有する。
  - iv) 主要な建設設備を有する。
  - v) 少なくとも、同種の、1つの2類工事又は2つの3類工事の経験を有する。
- この資格を満たす会社は2類工事、3類工事、4類工事を行うことができる。

### (3) 登録制度

建設会社の登録制度は2000年までは地方行政機関や地方省<sup>5</sup>の管轄で採用されていたが、同年の行政改革によって廃止され、現在は企業全般を対象とする登録制度のみが施行されている。

建設法第73条第1項aに規定する「登録」もこの企業登録を意味している。(具体的な登録手続きについてはII. 2. (1)②参照)

## 2. 外国建設会社の進出態様

### (1) 現地法人を設立して進出する場合

会社の設立は投資活動の一部と位置づけられており、外国資本が現地法人を設立しようとする場合は2000年外国投資法の定めに従うことになる。建設会社を設立する場合、100%出資の現地法人も設立可能である。設立した現地法人は1.国内の建設会社として取り扱われることになる。

投資の対象内容に応じて、プロジェクトはA、Bのグループに分けられ、そのグループごとに投資許可の発行機関が異なっている<sup>6</sup>。港湾や空港といった一定のプロジェクトはAグループに属するが、建設会社の設立は一般的にBグループに属するものと考えられ、また、投資規模によっては地方省の人民委員会が許可権限を委譲されている(2003年政令No.27第115条)。

<sup>5</sup> ここでは、地方政府である省(province)については、中央政府機関である省(ministry)と区別するため、「地方省」と記載している。

ベトナム語は韓国語と同じく7割が漢字由来とされているため、例えば Bộ Xây dựng (Ministry of Construction)は、漢字では「建設部 (Bộ が部)」となる。中国では、中央政府機関は部 (ex.建設部、商務部)で、地方政府は省 (ex.広東省、福建省)と区別されるため、中国と同じと考えられる。しかし、ベトナム語の日本語訳は、ministry も province も省と訳するのが一般的であるため、それに合わせた。

<sup>6</sup> グループの定義や許可発行機関については、末尾参考資料参照。

## ①設立手続

外国投資法上の許可手続には i 登録（2000 年政令 No.24 第 106 条） ii 承認（2000 年政令 No.24 第 107 条）の 2 種類が定められており、B グループは i 登録の手続に従う。そのため、建設会社設立の場合は、港湾や空港などの A グループは除いて B グループが一般的であるので、より簡便な i 登録の手続を行うことになる。

[申請書類]（2000 年政令 No.24 第 106 条）

- a) 申込書
- b) 合弁の場合や事業協力契約方式の場合、その契約書
- c) 法人格や財務状況を確認できる書類

## ②企業登録<sup>7</sup>

前記①のとおり、i 登録又は ii 承認された外国資本による現地法人は、建設法第 73 条第 1 項 a 及び 2000 年計画投資省令 No.12 第 30 条の定めにより以下の行政手続が必要となる。

- a) 新聞への設立公告
- b) 本店や職員の地方省計画投資局への登録
- c) 地方警察への印鑑登録
- d) 銀行口座開設
- e) 必要に応じて、外国会計制度適用の財政省への登録
- f) 就労許可手続
- g) 入国、出国、居住の登録、業務登録、情報伝達手段、製品の質や商標の登録
- h) 他の行政手続

## (2) 支店・駐在員事務所設置

従来、支店の設置は個別法令に基づくこととされており、設置が認められていたのは法律事務所、金融機関など一定の業種に限られ、建設会社の支店設置は認められていなかった<sup>8</sup>。2004 年 10 月に発効した日越投資協定に基づき、支店の設置については原則として認められることとなった。

駐在員事務所の設立は業種に関する制限がないため、日本の建設会社は駐在員事務所を設立して進出するケースが多かった。駐在員事務所は、事業機会の調査、促進を目的とするため、収益事業に直接携わることはできない(2000 年政令 No.45 第 2 条)。

---

<sup>7</sup> 外国投資法上の「登録」と建設法上の「登録」は異なる登録制度であるため、建設法上の登録は「企業登録」と区別した。共に、日本の商業登記法上の商業登記に法的性質は似ているが、その申請手続は日本の商業登記法第 17 条等に規定する手続と大きく異なるため、登記ではなく「登録」と記載している。

<sup>8</sup> 「ベトナム投資ビジネス必携」（ジェトロ編著）参照。

### (3)外国建設会社に対する個別契約許可

外国建設会社<sup>9</sup>は、国内建設会社とは別の取扱いがなされ、2004 年首相決定 No.87 に基づき、個別案件ごとにベトナム国家関連機関から契約許可を取得した場合には、建設工事を行うことができる。同 No.87 公布以前も 2000 年政令 No.16 において、同様の処置が定められていたが、2003 年の建設法制定を踏まえ、新たに制定されたのがこの 2004 年首相決定 No.87 である。

#### ①契約許可

工事を行おうとする外国の会社は契約 1 件ごとに契約許可(contractor permit)を得なければならない。入札によって工事を受注した場合でも必要とされる(首相決定 No.87 第 3 条<sup>10</sup>)。

#### ②必要書類(首相決定 No.87 第 5 条)

##### a)申請書

b)入札結果の写本または契約主による選定決定書または契約書

c) (本国の) 設立許可及び会社定款の写本

d) (入札外で決まった場合) 工事に関する活動経験報告書及び最近 3 年間の監査済み財務報告書

e)国内業者との JV 協定書または国内下請業者を採用する旨の誓約書

f)権限委任状

#### ③契約許可発行機関

契約許可発行機関は 2005 年政令 No.16 別表(Appendix)に定めるプロジェクトの分類 A、B、C グループに応じて、以下のように分けられる<sup>11</sup>。

a)A グループのプロジェクトの契約許可は建設省が付与する(首相決定 No.87 第 10 条第 3 項)。

b)B グループもしくは C グループのプロジェクトの契約許可は地方省及び中央直轄市<sup>12</sup>人民委員会の建設サービス局が付与する(首相決定 No.87 第 16 条第 2 項)。

---

<sup>9</sup> 首相決定 No.87 第 2 条第 1 項では、外国建設会社について、民事法上の行為能力を有する組織と定義される。

<sup>10</sup> 厳密には、首相決定 No.87 「とともに」公布された「ベトナムの建設分野での外国契約業者の運営を管理する規則」の条項を意味する。以下のこのページの記載についても同様。

<sup>11</sup> 既述の会社設立におけるグループ分類 (2003 年政令 No.27 第 114 条第 1 項及び第 2 項) とは異なるので注意を要する。(末尾参考資料参照)

<sup>12</sup> 中央直轄市は、ハノイ、ハイフォン、ダナン、ホーチミンの 4 市。

### Ⅲ 政府調達関連制度

#### 1. 最近の動向

ベトナムでは、公的な資金を用いる場合には入札を行わなければならないという理念の下、入札全般に対する制度を設けたうえで、政府調達もその対象の一部として規定されている。

入札規則は、1999年政令 No.88 で規定し、2000年政令 No.14 及び 2003年政令 No.66 がこれを補足・改正するという法律構成である。

入札規則は、政令という法形式をとるため、法的根拠が弱いことと、解釈に際して 3 つの政令を照合する必要があるなど使い勝手が悪いことから、ベトナム計画投資省においてこれらに代わる法案を作成中であり、2005年2月現在で、第10次草案の段階である。こうした背景には、世界銀行やアジア開発銀行、国際協力銀行といった資金援助機関からの要請や、WTO加盟を控えての政策的な狙いがあるものと思われ、早ければ2005年の国会で可決される予定である。

#### 2. 入札制度の概要

##### (1)入札規則の適用対象<sup>13</sup>

入札規則が適用されるのは以下の場合である。

- ①国家予算プロジェクト（国家が資金を提供するもの。）
- ②信用投資資金によるプロジェクト（国家が資金を投資するもので、利息も課される。）
- ③国家が企業の借金を補償するプロジェクト（国有企業の保証を国家が行う。）
- ④国有企業のプロジェクト（ただし、独自資金によるものを除く。）

上記①から④に加えて、地方発注に係るものも対象とされる。

上記の場合でも、国有企業の持分が 30%未満の場合は適用されないこととされている。例えば、日系企業の持分が 100%の現地法人が発注者となるような場合である。

国有企業との合弁の場合には、国有企業の持分が 30%以上であると入札規則が適用され、特命契約で発注することはできない(政令 No.88 第 2 条 b)。

##### (2)選定方法

入札規則には幾つか入札方法が示され、プロジェクトの性質に応じてどの入札方法を採用すべきかが記されている。主なものの要旨をあげると以下のとおりである。

- ①公開入札(Public tender/Unrestricted bidding<sup>14</sup> : 政令 No.88 第 4 条第 1 項、政令 No.66)

<sup>13</sup> ベトナム計画投資省への聞き取り調査による。

<sup>14</sup> 括弧内の Public tender は、政令 No.88 の英訳案(Draft English Translation)から、Unrestricted bidding は、政令 No.66 の英訳から引用しており、②指名入札・③特命契約も同様に引用している。なお、WTO の政府調達協定第 7 条等では、入札は tender 等と記載している。



参加できる請負業者の数に制限がない入札方式。許可権者(competent person)<sup>15</sup>の承認がない限りはこの方式が原則として採用される。

②指名入札 (Limited tender/Restricted bidding: 政令 No.88 第 4 条第 2 項、政令 No.66)

以下の場合に限って採用される入札方式。

- a) 入札条件に適合する請負業者の数が限られている場合。
- b) プロジェクトに用いられる原資が限定入札を条件としている場合。
- c) 入札の性質上、限定入札が望ましい場合。

③特命契約 (Appointment of contractors/Appointed bidding: 政令 No.88 第 4 条第 3 項、政令 No.14)

入札者を直接選定するもので、以下の特別な場合に限って採用される入札方式。

- a) 天災等不可抗力に対して緊急の対処を必要とする場合。
- b) 秘匿性を有するものや実験的な性格を有するもの、国家機密、安全保障上の機密事項についての入札で首相の決定による場合。
- c) 商品の購入若しくは建設・据付の調達で 10 億ドン未満の入札の場合。コンサルタント業務で 5 億ドン未満の入札の場合。
- d) 発注内容の特性に応じる場合。計画投資省の評価レポート等に基づいて行う場合。
- e) 非営利部門のプロジェクトで国家予算を割り当てられている場合。
- f) FS (feasibility study) レポートなどのためのコンサルタント業務に係る場合。

④競争提案 (Competitive offers: 政令 No.88 第 4 条第 4 項)

20 億ドン未満の物品購入に係る入札に適用される方式。

⑤直接購入 (Direct purchase: 政令 No.88 第 4 条第 5 項)

一度終了した契約の修正、入札で決まったものの数量の増加を行う場合などに適用される方式。

⑥自主的实施 (Self-implementation: 政令 No.88 第 4 条第 6 項)

投資家の入札に適用され、③の特命契約の要件を満たす場合に採用される方式。

⑦特別購入 (Special purchase: 政令 No.88 第 4 条第 7 項)

特殊な産業の場合で、首相の決定が必要な入札方式。

(3)国際入札

外国企業が参加できるのは国際入札が実施される場合だけである。

①国際入札適用条件

- a) 技術的要件を満たせる国内入札者が存在しない場合(政令 No.88 第 10 条第 1 項 a)。
- b) 外国からの資金援助プロジェクトで国際入札が義務付けられている場合(政令 No.88 第 10 条第 1 項 b)。

②優遇措置・相殺措置

国際入札の条件として、国内業者保護の観点から国内業者優遇措置が採られている。

---

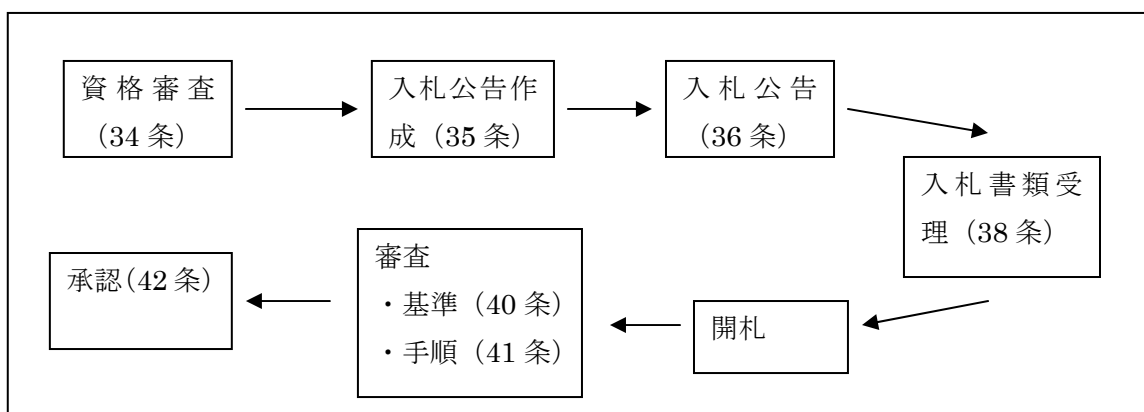
<sup>15</sup> 政令 No. 88 第 3 条第 8 項に定義があり、プロジェクトの許認可権限を有する機関をいう。

- a) 入札に参加する外国の請負業者はベトナムの請負業者とJVを組むか、国内の下請業者を使用することを約束しなければならない（政令 No.88 第 10 条第 2 項、政令 No.14、政令 No.66）。
- b) 入札に参加する請負業者は、ベトナム市場において生産・加工された原料や設備を購入し使用することを約束しなければならない（政令 No.88 第 10 条第 4 項）。
- c) 国内請負業者と外国請負業者の入札書類が同等の場合、国内請負業者に優先権が与えられる（政令 No.88 第 10 条第 6 項）。
- d) 入札価格の比較に際しては、外国請負業者の提出価格に 7.5%を加算することで、国内請負業者に優位性を与える（政令 No.66）。
- e) 現地法人が優遇措置を受けるには、国内会社が 50%以上出資していることが必要（政令 No.66）。

### 3. 入札手続きの流れ

#### (1)概要

入札の具体的手順は、政令 No.88 第IV章に定められている。



( ) 内は政令 NO.88 の該当する条文

#### (2)入札書類

入札書類には、技術的内容のほか、以下の書類が含まれる。（政令 No.88 第 38 条）

- ①入札参加申込書
- ②事業登録証明の写し
- ③入札者の能力と経験を紹介する文書
- ④共同企業体協定（必要な場合）
- ⑤入札保証

#### (3)入札審査の基準・手順

##### ①審査基準（政令 No.66）

##### a) 請負業者の経験と能力

- ・類似の地形や環境下における類似の技術要求を満たすプロジェクトの遂行経験

- ・プロジェクト遂行に直接携わる役員や技術者の人数と資格
- ・財務力

#### b)技術

- ・設計図書に記載される資材及び設備の品質や技術基準に対する要求への満足度
- ・工事遂行方法など技術的遂行方法の合理性や実行可能性
- ・環境衛生や防火、安全などその他の条件の確保
- ・建設設備（量、タイプ、品質、運搬方法）や建設労働の満足度
- ・品質保証方法
- ・財務能力
- ・工期、共同で行う範囲、提携に関する内容、その他入札書で要求される内容

#### c)金額（工事金額そのものに加えて以下の事項も考慮される）

- ・建設・据付に用いられる資材の品質
- ・運営、維持及び補修の費用
- ・建設や据付の請負業務以外に発注者が支払わなければならない費用
- ・契約条件（特に支払や清算の予定）
- ・財務的条件（融資期間、利息など）
- ・契約工期

#### ②手順（政令 No.88 第 41 条、政令 No.66）

審査は以下の手順で行われる。

##### a)資格審査

##### b)内容審査（i 技術的審査 ii 金額審査<sup>16</sup>という 2 つのステップに分かれる）

#### (4)承認

入札結果は、政府調達プロジェクトにおいては、さらに担当機関の承認が必要となり、政令 No.66 では、政令 No.88 第 52 条を改正して以下のように役割を定めている。

「首相は、・・・物品の調達や建設据付に関し 1000 億ドン以上、首相が投資決定をしたプロジェクトのコンサル業務に関し 200 億ドン以上の入札パッケージの入札結果について、承認する。その他の入札結果について、首相は、各省大臣、政府に属する省レベルの機関や関係機関の長、地方省及び中央直轄市の人民委員会の長に承認を委任し、責任を負わせる。」

#### [期限]

- a)国内入札については、開札から担当機関への提出まで 60 日以内とされ、国際入札は 90 日以内とされている(政令 No.88 第 54 条第 1 項)。
- b)書類を受理してから、承認が為されるまでの期間は、首相承認が必要なものは 30 日以内とされ、その他のものは 20 日以内とされている(政令 No.88 第 54 条第 2 項)。

<sup>16</sup> 金額審査に要する時間が長いことについては「第 V 節課題」参照。

#### 4. 2004 年計画投資省令 No.1

政府調達に関して、調達を行う側のためのガイドラインとして位置付けられるものが 2004 年計画投資省令 No.1 である。

##### (1)概要

計画投資省令 No.1 は ①請負者の条件②評価基準③EPC (engineering, procurement of equipment and supplies and construction) 入札④入札公告⑤データベース⑥入札業務の検査⑦違反者の取締り⑧その他⑨発効時期 の全 9 章から構成されている。

##### (2)入札公告

計画投資省令 No.1 は part4 で、入札公告に関し、①公告内容②情報公表の時期③担当機関④方法⑤期限⑥その他について定めている。

[公告内容 (項目)]

- a)入札計画
- b)事前資格審査招聘、事前資格審査結果
- c)入札招聘
- d)制限入札に参加している請負業者のリスト
- e)コンサル業務の入札に参加しているコンサルタントのリスト
- f)請負業者の選定結果
- g)入札規則に違反した個人や組織の情報
- h)入札に関する法律文書
- i)全国の入札工事を調査した計画投資省のレポート
- j)入札公告を調査した行政機関のレポート
- k)請負業者のデータベース
- l)その他関連事項

##### (3)データベース登録

計画投資省令 No.1 part5 では、計画投資省並びに地方省及び中央直轄市の計画投資局の業務の一つとして、建設会社の情報をデータベースに登録するものとし、建設会社に対しても登録手続きを行うよう定めているが、現在は試行中の段階であり、計画投資省としても、競争への参入条件とは位置づけていない。

#### IV 建設市場

ベトナムの首都ハノイには 2005 年 2 月現在 23 社 (在越日本商工会議所ハノイ建設部会会員企業) の日系企業が進出している。一方、日系企業が現地法人を設立しているケースは 1、2 件であり、ほとんどの企業が駐在員事務所のみを設置し、工事ごとに契約許可を取得する方式を採用している。VAT の税率が国内の会計制度を採用する場合とそうでない場合とで異なることもあり、日系各社への聞き取り調査によっても、今後の会社形態については、現地法人の設立を含め各社模索中という状況である。

ベトナム建設省によると、これまでに契約許可を得た外国企業は 350 社以上にのぼるが、うち日系企業が 70 社とのことで、92 年に進出した清水建設株式会社が最初である。建設省や運輸省といった発注機関における日系企業への評価は高く、とりわけ工期の遵守や品質を評価する声が多く聞かれた。

国内の建設会社はほとんどが国有企業であり、建設省や運輸省といった、省が個別に抱え込んでいる建設会社が、ゼネコンを頂点に、専門会社を傘下におくというピラミッドを複数構築し、シェアを分け合っているのが現状である。建設省傘下の建設会社は大手が 15 社で、子会社を加えると 300 社にのぼる。ドイモイ政策によって民間企業の数も増えつつあり、上記の 15 社も今後株式会社化が予定されている。

## V 課題

ベトナムは現行憲法が 1992 年に制定され、民法は 1996 年に制定された状況であり、法整備は未だ十分とはいえない。建設に関する法令も制定や改正を繰り返しているのが現状であり、ある領域を規定する法令が混在していることもあって、非常にわかりづらいものとなっている。

今後の立法によって制定や改正が予定されている場合も多く、日々状況が変わっていく過程にあるといえる。いずれにせよ、進出を検討する企業には、常に最新の法制度を確認するという姿勢が求められよう。

一方で、進出企業が、消防法や建築基準法といった個別法規を勉強しようとしても非常に難解で分かりづらいことが多く、今後の法整備をフォローする体制の構築を求める声、日系各社から挙げられていることも事実である。

制度そのものの問題のほか、運用面でも、行政サイドの対応に問題が指摘されている。特に、入札後、価格交渉に要する期間が 1 年を超えるケースが稀ではないことについては、進出企業の戦略にも大きな影響を及ぼしている。また、法令には規定されている内容でも、契約には定めがないために、建設会社にとっては予期せぬ工程遅延が生じる原因となる場合がある。とりわけ、品質検査や会計監査に際して、各種専門家によって構成される委員会組織たる第三者機関が介在することで、事務手続きが煩雑になり、費用や時間面で大きな負担を課されている建設会社が多い。

入札審査における価格審査や、工事の変更に伴う金額変更交渉に対しても、問題視する声が多い。特に単価の設定については、発注者と請負者の認識に隔たりが大きく見られ、このような重要事項について、個別契約で明確となっていない事実は問題と言える。

外国建設会社は、入札規則によって国内会社との J V を要求されるが、その際に組む国内会社についても、発注者から指定されるという。このような発注者による指定は入札規則にも載っておらず、国有企業と政府機関との癒着については、制度上の枠組を超えた総合的な対策が必要となろう。

## VI 参考資料

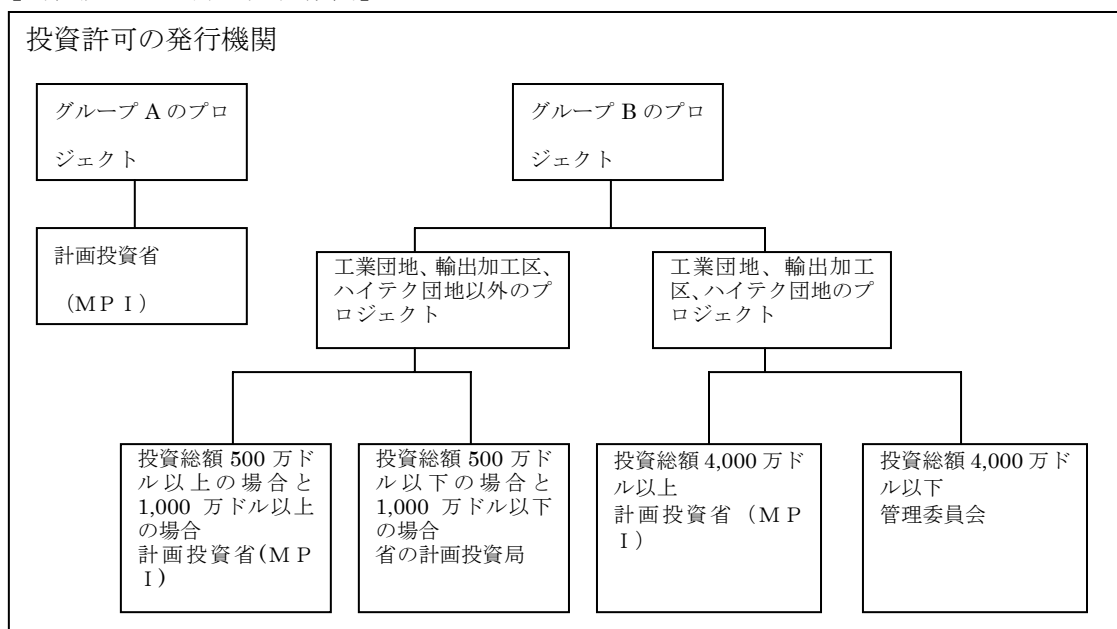
### [法規優先順位]

順位	機関名	憲法 constitution	法律 law	議決 resolution	法令 ordinance	命令 order	決定 decision	政令 decree	指示 instruction	省令 circular
1	国会	○	○	○						
2	国会常務委員会			○	○					
3	国家主席					○	○			
4	政府			○				○		
	最高人民裁判官会議			○						
	最高人民検察院長						○		○	○
5	首相						○		○	○
6	中央省庁						○		○	○
7	人民評議会			○						
8	人民委員会						○		○	

○は発行権限を表す

JETRO ビジネスガイドを参考に作成

### [会社設立時の許可発行機関]



JETRO 資料を基に作成

[会社設立時における分類] (2003年政令 No.27 第114条第1項及び第2項)

グループ	内容
A グループ事業	a 資本規模に関わらないもの
	①工業区内・輸出加工区内・ハイテク区内・市街地のインフラの整備事業、BOT・BTO・BT 契約による事業
	②港湾と空港の建設・運営事業、海路と空路運輸事業における事業
	③石油・ガス分野における事業
	④郵便・連絡通信の分野における事業
	⑤文化・出版・新聞・ラジオ放送・テレビ放送・教育・職業訓練・科学研究・健康診断・病気治療・人間用医薬品生産の各分野における事業
	⑥保険・金融・会計監査・検査の各分野における事業
	⑦希少天然資源の探査・開発事業
	⑧販売を目的とする住宅を建設する事業
	⑨国防・安全に関連する事業
	b 投資金額 40 百万米ドル以上
電力、鉱物採掘、冶金、セメント、機械製造、化学、ホテル、賃借オフィス・アパート、遊園地、娯楽、観光旅行の各分野における事業	
c 5ヘクタール以上の都会土地或いは 50ヘクタール以上のその他土地を使用する事業	
B グループ事業	上記以外のもの

[建設投資プロジェクトの分類] (2005年政令 No.16 別表 No.1 より)

No.	建設投資プロジェクトの種類	総投資量
I	重要な国家プロジェクト	国会の決定に従う
II	グループA	
1	国家機密や重要な社会的政治的意義を有する国家の安全や防衛の領域における建設に対する投資プロジェクト	資本の多寡によらない
2	毒物や爆発物の生産のための建設に対する投資プロジェクト、新しい工業団地インフラの建設に対する投資プロジェクト	資本の多寡によらない
3	電力、石油及びガス開発、化学及び肥料、機械建設、セメント、冶金、鉱物開発加工産業の建設に対する投資プロジェクト；交通プロジェクト（橋、海港、河港、空港、鉄道、国家高速道路）居住区の建設	6000億ベトナムドンを超えるもの
4	灌漑、交通（上記II.3記載のものを除く）、給排水、技術的産業基盤、電気工学、情報、電子、情報科学、化学製薬、医療施設、その他機械工学施設、資材生産、郵便産業の建設投資プロジェクト	4000億ベトナムドンを超えるもの
5	軽工業、陶器、磁器、ガラス器具生産、印刷、国立公園、自然保護地域、農林生産業、水産養殖、農林生産加工業の建設投資プロジェクト	3000億ベトナムドンを超えるもの

6	健康、文化、教育、ラジオ・テレビ放送、その他民間建設（住居の建設を除く）、倉庫、観光、トレーニング及びスポーツ、科学調査やその他の分野の建設投資プロジェクト	2000億ベトナムドンを超えるもの
III	グループB	
1	電力、石油及びガス開発、化学及び肥料、機械建設、セメント、冶金、鉱物開発加工産業の建設投資プロジェクト；交通プロジェクト（橋、海港、河港、空港、鉄道、国家高速道路）居住区の建設	300億ベトナムドンから6000億ベトナムドンの間
2	灌漑、交通（上記II.3記載のものを除く）、給排水、技術的産業基盤、電気工学、情報、電子、情報科学、化学製薬、医療施設、その他機械工学施設、資材生産、郵便産業の建設投資プロジェクト	200億ベトナムドンから4000億ベトナムドンの間
3	新都心工業インフラ建設に対する投資プロジェクト、軽工業に関するプロジェクト、陶器、磁器、ガラス器具、印刷、国立公園、自然保護地域、農林生産業、水産養殖、農林生産加工業	150億ベトナムドンから3000億ベトナムドンの間
4	健康、文化、教育、ラジオ・テレビ放送、その他民間建設（居住区の建設を除く）、倉庫、観光、トレーニング及びスポーツ、科学調査やその他の分野の建設投資プロジェクト	70億ベトナムドンから2000億ベトナムドンの間
IV	グループC	
1	電力、石油及びガス開発、化学及び肥料、機械建設、セメント、冶金、鉱物開発加工産業の建設投資プロジェクト；交通プロジェクト（橋、海港、河港、空港、鉄道、国家高速道路）、計画に沿った一般教育学校（資本規模に関わらない）、居住区の建設	300億ベトナムドン未満
2	灌漑、交通（上記II.3記載のものを除く）、給排水、技術的産業基盤、電気工学、情報、電子、情報科学、化学製薬、医療施設、その他機械工学施設、資材生産、郵便産業の建設投資プロジェクト	200億ベトナムドン未満
3	軽工業に関するプロジェクト、陶器、磁器、ガラス器具生産、印刷、国立公園、自然保護地域、農林生産業、水産養殖、農林生産加工業	150億ベトナムドン未満
4	健康、文化、教育、ラジオ・テレビ放送、その他民間建設（居住区の建設を除く）、倉庫、観光、トレーニング及びスポーツ、科学調査やその他の分野の建設投資プロジェクト	70億ベトナムドン未満
<p>記</p> <p>1. 鉄道や道路のグループAプロジェクトは、それぞれ、交通運輸省のガイドラインに従って鉄道、道路や橋の長さレベルに応じて、分類される。</p> <p>2. 国家組織の用に供する事務所や住宅建設のプロジェクトは、首相の決定に従う。</p>		